

令和4年度  
津山市農業委員会  
(5月定例会議事録)

令和4年5月10日(火) 14時00分～  
津山市役所 本庁舎2階 大会議室  
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出席委員(13名)

- |           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 長森 健樹  | 2. 井家上 淑子 | 5. 仁木 紹祐  | 7. 小島 仁太郎 |
| 8. 坂本 弘治  | 11. 岡田 成子 | 12. 大峪 毅  | 13. 吉野 夏己 |
| 14. 高山 一英 | 15. 大山 正志 | 17. 竹内 隆一 | 18. 太田 裕恭 |
| 19. 山下 英男 |           |           |           |

欠席委員(6名)

- |           |           |          |          |
|-----------|-----------|----------|----------|
| 3. 池田 幸正  | 4. 堀江 政由  | 6. 尾島 宏明 | 9. 筒塩 清美 |
| 10. 寺元 久郎 | 16. 植本 幸男 |          |          |

事務局(8名)

- |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 太田 次長 | 濃野 主幹 | 阿部 主査 | 定兼 主査 |
| 小田 主任 | 村上 主任 | 亀澤 主任 | 大内 主事 |

## 議 事

- 議案第 12号 農地法第3条の規定による許可申請承認について（委員会処分）
- 議案第 13号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 14号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 15号 非農地証明願承認について
- 議案第 16号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
- 議案第 17号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第 18号 津山農業振興地域整備計画に関する意見について
- 報告第 3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- 報告第 4号 農地転用届出書の受理について
- その他

## 議 事 録

別 紙 の 通 り

(14:00~)

事務局次長

定刻が参りましたので、令和4年5月の津山市農業委員会定例会を始めます。本日は、委員19名中13名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。

長森会長

それでは、津山市農業委員会総会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、長森会長にお願いいたします。

皆様、ご苦労様です。5月に入りまして、本格的に農作業が始まる時期ですが、農作業事故には十分注意をお願いしたいと思います。田植えもあり、道路上においても前後確認等安全を払っていただきたいと思います。

太田委員

それでは、議事進行を始めます。先程行われた運営委員会の報告を太田運営委員長よりお願いします。

先ほど開催されました第2回運営委員会について、本日の定例会についてなど、事務局から相談、報告等を受けております。個々の案件につきましては、その都度、事務局から説明があると思いますので、よろしくお願いします。

長森会長

以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

ありがとうございました。続きまして議事録署名人を指名させていただきます。17番竹内委員、18番太田委員よりお願いします。

事務局（津山）

それでは、議案第12号農地法第3条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。

議案の説明の前に取り下げが1件ありましたので、ご連絡いたします。

2ページの申請番号1-3についてですが、申請が取り下げられましたので、議案からの削除をお願いします。繰り返します。2ページの申請番号1-3の申請が取り下げられましたので、議案からの削除をお願いします。

それでは、議案第12号の説明をいたします。今回、津山地区から3件、勝北地区から1件、久米地区から1件、合計5件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから2ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1についてですが、久米郡久米南町の74歳の女性及び久米郡久米南町の68歳の女性から、吉見の74歳会社員の男性への、贈与による所有権移転です。

続きまして1-2についてですが、高野山西の53歳の男性から、同じく高野山西の66歳自営業の男性への、贈与による所有権移転です。

続きまして1-4についてですが、押入の75歳の男性から、美作市の68歳農業兼会社社員の男性への、増反による所有権移転です。譲受人の住所は美作市ですが、申請地までの通作距離は概ね15キロと問題はありません。美作市にて耕作を行っているとして申請を受けており、美作市農業委員会発行の耕作面積証明が添付されています。美作市農業委員会事務局に問い合わせたところ、耕作放棄地等も無いとのことでした。

以上、津山地区の申請3件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

事務局（勝北）

津山地区の説明は以上です。

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1についてですが、新野東の34歳の女性から、同じく新野東の75歳農業の男性への増反による所有権移転です。

以上、勝北地区の申請1件は、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

事務局（久米）

勝北地区の説明は以上です。

続きまして、久米地区の説明をいたします。

5-1についてですが、岡山市北区の43歳弁護士、相続財産管理人の男性から、桑下の63歳自営業の男性への増反による所有権移転です。

以上、久米地区の申請1件は、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

議案第12号の説明は以上です。

長 森 会 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました。それでは担当委員から意見ををお願いします。

高 山 委 員 14番高山です。1-1についてご説明します。所有者が市外に居住しており、申請地近隣の方へ譲り渡すものです。推進委員と現地確認をし、農地の一部に耕作されていない土地がありましたが、保全管理を依頼しました。周辺農地を耕作されており、適正に管理されておりますので、よろしく願いいたします。

小 島 委 員 7番小島です。1-2ですが、譲受人は一生懸命農業をされております。よろしく願いいたします。

井 家 上 委 員 2番井家上です。1-4ですが、市外の方が購入されましたが、適正に管理していただくように、今後見ていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

岡 田 委 員 11番岡田です。4-1について説明させていただきます。事務局の説明の通り、問題ないと思っておりますのでよろしく願いいたします。

太 田 委 員 18番太田です。5-1について説明します。農地が適正に管理されていて問題ありませんので、よろしく願いいたします。

長 森 会 長 ありがとうございます。事務局の説明ならびに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。

\* ありません。

長 森 会 長 ないようですので採決に移ります。本案について賛成の方は挙手をお願いします。

\* < 多数、挙手 >

長 森 会 長 賛成多数ということで、原案通り承認します。

事務局(津山) 続きまして、議案第13号農地法第4条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。

それでは、議案第13号の説明をいたします。

今回、津山地区から7件、勝北地区から1件の合計8件の申請です。

議案書のページは3ページから4ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番から1-3番までは関連した案件ですので、まとめて説明します。1-1番・志戸部の田、401㎡、転用事業者は、志戸部にお住まいの80歳、農業の男性です。1-2番・志戸部の田、299㎡、転用事業者は、志戸部にお住まいの74歳、農業の男性です。1-3番・志戸部の田、128㎡、転用事業者は、大阪府にお住まいの71歳、自営業の女性です。農地区分は、いずれも第3種で、転用目的は道路です。転用事業者らは、志戸部町内会からの要望による道路拡幅のために転用するものです。転用にあたり、境界部分については、北側・西側・南側について市道と同じ高さまで造成し、東側は側溝及び法面を設け雨水排水については、側溝に流入させ既存排水路に排水するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。志戸部農家組合(水利組合)から、差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-4番・下高倉西の雑種地、1,134㎡の追認案件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、露天資材置場、露天駐車場、進入路です。転用事業者は、下高倉西にお住まいの65歳自営業の男性です。既に亡くなっている転用事業者の父が無断で田を埋め立てており、その土地を転用事業者が、資材置場及び駐車場として使用していた

もので、その是正のため、申請がなされたものです。転用にあたり、北側は隣接道路と同じ高さであり、東側・西側・南側については既存の安定した法面があるため、雨水排水については、自然浸透で対処するなど、土砂の流出等、周囲への悪影響を未然に防ぐ形状であることを確認しております。第二工区統括水利組合から差し支えない旨の意見書の提出を受けています。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-5番・高野本郷の雑種地、111㎡の追認案件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用事業者は、高野本郷にお住まいの61歳会社員の女性です。転用事業者は、昨年自宅の建替え工事の際に進入路として造成し、その後も使用していたもので、その是正のため、申請がなされたものです。転用にあたり北側及び南側は接続する宅地と同じ高さであり、東側と西側は土羽を設置し、表面には碎石を敷くなどしており、雨水排水については自然浸透で対処するなど、土砂の流出等、周囲への悪影響を未然に防ぐ形状であることを確認しております。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-6番・二宮の畑、513㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用事業者は、二宮にお住まいの34歳農業の男性です。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階で、全高約8.2mの居宅1棟で、建ぺい率は24%です。将来の親の介護などのことを考え、実家から近い自己名義の土地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、北側の隣接地の方が申請地より高いため、北側が低くなるように勾配をつけ、東側、西側、南側へ土砂の流出がないようにし、雨水排水については、敷地内に排水路及び沈殿柵を設け、生活雑排水は合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。大東町内会から同意書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-7番・日上の畑、141㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用事業者は、日上にお住まいの52歳会社員の男性です。転用目的は露天駐車場です。転用事業者は子供の就職に伴い、車の所有台数が増えたため、現在使用している駐車場だけでは足りなくなり、自己所有農地を転用するものです。転用にあたり、雨水排水については、外周に側溝及び沈砂柵を設け、既存水路に放流させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。自井出土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

津山地区分の説明は以上です。

事務局（勝北）

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1番・新野東の宅地、925㎡の追認案件についてです。農地区分は、集団的に存在している農地であることから、第1種と判断しています。転用目的は、貸店舗兼貸露天駐車場で、施設の概要は全高6m程度の店舗1棟、全高3.2m程度の学習塾1棟及び全高2.4m程度の物置1棟です。転用事業者は兵庫県神戸市垂水区にお住まいの37歳介護士の女性です。昭和53年頃から父が店舗を建築し食堂として経営していましたが、父が令和元年に亡くなり閉店していました。その後令和3年1月から新しい事業主が見つかり、貸店舗として営業しています。また、同じ敷地内にある建物で平成12年4月から学習塾として利用しています。いずれも農地法の手続きを理解しておらず、申請地を整備していたことから、是正のため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、南側と東側は隣接地と高低差はなく、北側と西側は申請地の方が高く、雨水排水については、擁壁内周に排水路及び沈殿柵を設け、既存排水路に接続し、生活雑排水については、公共下水道に

			<p>接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。久本東町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される業務上必要な施設」に該当しており、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。</p> <p>議案第13号の説明は以上です。</p>
長	森	会	長
大	山	委	員
			<p>続きまして、地区担当委員から、ご意見を申し上げます。</p> <p>1区大山です。1-1から1-3について説明いたします。この申請地は連なった農地で、町内会からの要請もあり道路をつけるということです。水利組合も問題ないということですので、よろしくお願ひいたします。</p>
高	山	委	員
			<p>14番高山です。1-4について説明いたします。過去から違反転用があった土地でしたが、今回転用ということで申請がされ、現地を確認しましたが、事前着工もなく、除草管理されている土地で問題ないと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
小	島	委	員
			<p>7番小島です。1-5についてですが、事務局が説明した通りです。よろしくお願ひいたします。</p>
坂	本	委	員
			<p>8番坂本です。1-6と1-7について説明します。先程事務局が説明した通り特に問題ありません。よろしくお願ひいたします。</p>
岡	田	委	員
			<p>11番岡田です。4-1について説明します。先程事務局が説明した通り、学習塾と店舗ということで特に問題ありません。よろしくお願ひいたします。</p>
長	森	会	長
			<p>只今、事務局並びに地区担当委員から説明がありましたが、ご質問等ありますか。</p>
		*	
長	森	会	長
			<p>ありません。</p> <p>ないようですので採決に移ります。本案について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
		*	
長	森	会	長
			<p>《 多数、挙手 》</p> <p>はい、賛成多数という事で原案通り承認します。</p>
			<p>続きまして議案第14号農地法第5条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。</p>
事	務	局	(津山)
			<p>それでは、議案第14号の説明をいたします。</p> <p>今回、津山地区から所有権移転10件、賃貸借設定1件、使用貸借権設定1件、勝北地区から使用貸借権設定1件の合計13件の申請です。議案書のページは5ページから8ページです。</p> <p>1-1番・上河原の田、337㎡、所有権移転についてです。農地区分は、都市計画用途地域内(第一種住居地域)であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高約6.7mの居宅1棟で、建ぺい率は23%です。転用事業者は沼にお住まいの38歳会社員の男性です。現在、アパートに住んでおりますが、子供の成長に伴い手狭となったことから、申請地を譲り受け、居宅を建てるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、隣接する西側の道路及び北側、東側、南側、の宅地と同じ高さまで嵩上げし、雨水については既存排水路に排水し、生活雑排水は公共下水に接続し、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。</p> <p>続きまして、1-2番・総社の雑種地、822㎡、所有権移転の追認案件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、車両保管場所です。転用事業者は総社に本店を置く資本金の額1,000万円の株式会社で、主な事業は自動車整備業です。業務の拡張に伴い、所有車両及び整備依頼車両の保管場所が手狭になったため、車両保管場所として転用するものです。転用にあたり、南側を除く境界部分は擁壁で囲われており、また、雨水につ</p>

いては、自然浸透及び既設の側溝へ排水するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。総社第二水利組合から同意書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-3番・大田の雑種地、1,407㎡、賃貸借権の追認案件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内（第二種中高層住居地域）であり、第3種と判断しています。転用目的は、露天資材置場です。転用事業者は東京都に本店を置く資本金の額100万円の合同会社で、主な事業は発電事業です。上田邑での太陽光発電事業において、大田に設置する電力開閉所への送電線を埋設する工事で発生する産廃物や資材の仮置場として利用するための一時転用で、申請地に盛土などは施工せず、重機の通路のみ鉄板を敷く計画になっており、雨水は自然浸透及び既存の水路に排水する計画で土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。転用期間は、令和4年6月1日から令和5年3月31日となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-4番・下高倉西の田、445㎡、所有権移転についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高約6.0mの居宅1棟で、建ぺい率は24%です。転用事業者は小原にお住まいの50歳会社員の男性です。現在、借家に住んでおりますが、将来のことを考え実家近くの申請地を譲り受け、居宅を建てるため転用するものです。転用にあたり、境界部分についてはL型擁壁を設置し、雨水については、敷地内に雨水枿を設け既存水路に接続、また、生活雑排水については、合併浄化槽にて処理し既存水路に排水するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。高倉土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-5番・二宮の田、1,690㎡、所有権移転についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しています。転用目的は、施設の拡張です。転用事業者は二宮に本店を置く資本金の額1,000万円の株式会社で、主な事業は廃棄物処理業です。転用事業者は、事業拡大により敷地が手狭となり、駐車スペースの確保が困難となったため、申請地を転用するものです。転用にあたり、北側、東側、南側に側溝を設け、雨水についても新設の側溝に流入させ、既存の排水路に排水するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。末田池水利組合から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「既存の施設の拡張」に該当しており、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-6番・神戸の墓地、12㎡、所有権移転の追認案件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、墓地です。転用事業者は神戸にお住まいの86歳無職の男性です。令和3年に農地法を理解しておらず、無断で墓地を設けてしまっていたもので、その是正のため申請がなされたものです。転用にあたり、境界付近については、コンクリート打設をしており、雨水については、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。土地改良区には未所属です。（申述書あり）他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-7番・河面の田、368㎡、所有権移転についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高約5.6mの居宅1棟で、建ぺい率は29%です。転用事業者は高野本郷にお住まいの36歳会社役員の男性です。現

在、集合住宅に住んでおりますが、子どもの成長に伴い手狭となったため、申請地を譲り受け、居宅を建てるため転用するものです。転用にあたり、北側、西側については、隣接地と同じ高さまで盛り土を行い、東側、南側にはコンクリート擁壁を設置し、雨水については敷地内に水路及び沈殿槽を設け処理する。また生活雑排水については合併浄化槽で処理し既存水路に排水するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-8番・田熊の畑、499㎡、所有権移転についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高約5.8mの居宅1棟で、建ぺい率は24%です。転用事業者は河面にお住まいの28歳公務員の男性です。現在、アパートに住んでおりますが、子どもが大きくなり手狭となったため新たに居宅を建築するために転用するものです。転用にあたり、隣接地との境界には盛土で土留めを行い、雨水は既存の排水路へ、また生活雑排水については、合併浄化槽で処理し既存水路に排水するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。田熊地区水利組合から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される住宅」に該当しており、転用目的は農地区区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-9番・東田辺の田、499㎡、所有権移転についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高約5.1mの居宅1棟で、建ぺい率は22%です。転用事業者は東一宮にお住まいの33歳会社員の男性です。現在、アパートに住んでおりますが、子どもの成長に伴い手狭となったため、申請地を買い受け居宅を建築するために転用するものです。転用にあたり、東側、南側は既存の法面があり、西側、北側は隣接地の方が高いため、土砂の流出はしないと考えます。雨水については、既存の排水路に排水し、生活雑排水は合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-10番・東田辺の田、158㎡、所有権移転についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、露天作業場です。転用事業者は西田辺にお住まいの39歳農業の女性です。現在、勝山ファームの屋号でぶどうを栽培しており、年々収穫量が増加しているため、選果場として利用するために転用するものです。転用にあたって、土の入れ替えのみで砂利敷きし高さは変えないため、隣接地のほうが高く土砂の流出はないと考えます。また、雨水は自然浸透及び既存排水路に排水するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-11番・山方の田、415㎡、所有権移転についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高約7.1mの居宅1棟で、建ぺい率は22%です。転用事業者は山方にお住まいの39歳会社員の男性です。現在、実家で生活をしていますが、将来のことを考え伯父より実家近くの申請地を譲り受け、居宅を建築するために転用するものです。転用にあたって、北側は道路の高さまで盛り土を行い、東側、南側は既存の法面があり、また、西側は隣接地の方が高いため、隣接地への土砂の流出はしないものと考えます。また、雨水については、既存の排水路に排水し、生活雑排水については合併浄化槽で処理するなど、土砂流

出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-12番・大篠の田、397㎡、使用貸借権についてです。農地区分は、農振除外された土地で、土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断している土地と、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断している土地があります。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高約7.3mの居宅1棟で、建ぺい率は22%です。転用事業者は大篠にお住まいの69歳農業の女性です。現在、市営住宅で生活をしていますが、高齢化に伴い段差などが日々の生活に影響を及ぼしているため、息子の土地に共有の居宅を建築するために転用するものです。転用にあたって、境界部分には、西側、南側に法面工を施し、北側、東側は隣接地の方が高いため、土砂は流出しないと考えられます。また、雨水は既存排水路に排水し、生活雑排水は合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。高津用土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される住宅」に該当しており、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。また、第2種部分については、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

津山地区の説明は以上です。

事務局（勝北）

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1番・原の雑種地、502㎡、追認案件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しています。転用目的は施設の拡張です。転用事業者は、原に本店を置く資本金の額300万円の有限会社で、主な事業は自動車整備業です。現在、申請地の北側の隣接地において事業を行い、会社に貸し付けておりますが、事業の拡大により駐車場が手狭になり、車両が収まらなくなったことから、会社に隣接している申請地を露天駐車場として整備し、会社に貸し付けるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、東側には既存の水路及び道路があり、北側は既存の敷地に接続し、雨水排水については、碎石を敷き自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。勝北町土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「既存の施設の拡張」に該当しており、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

議案第14号の説明は以上です。

長 森 会 長  
大 山 委 員

ありがとうございました。続きまして、担当委員からご意見をお願いします。

1区大山です。1-1から1-3についてご説明いたします。1-1は住宅を建てられるということで、下水も下水道に流されるということで、問題ないと思います。1-2は、車庫を建てるということで問題ないと思います。1-3については、田邑のソーラー用地から送電線が埋設されるということで、資材を置くための一時転用であり、土砂等が敷かれるとお聞きしましたが、該当農地の下も自分の土地ということで問題ないと聞いております。よろしくお願ひいたします。

坂 本 委 員

8番坂本です。1-5と1-6について説明いたします。1-5についてですが、事業拡大されて、土地が不足されているということで施設等も特に問題はないと思いますので、よろしくお願ひいたします。1-6ですが、墓地として申請を出されております。施設の内容もしっかりされており、排水等もありませんので、問題はないと思います。よろしくお願ひいたします。

井 家 上 委 員

2番井家上です。1-7と1-8について説明いたします。1-7ですが、2種農地の一般住宅であり、周りに次々と住宅も建っておりますので、問題ないと思います。1-8ですが、1種農地ですが周りに住宅地もあり、息子さんが家を新築し

仁 木 委 員	たいということで、問題ないと思います。よろしくお願いいたします。 5番仁木です。1-9から1-11について説明させていただきます。1-9ですが、渡人は市外に居住されており、毎週帰って農地の管理はされていますが、中々手が回らなくなり、今回ご縁があつて申請に至りました。1-10ですが、自身のぶどう園からも近く、有効利用ということで活用していただければと思います。1-11ですが、受人の実家の前のお父さんが耕作されていた農地を譲り受けて、居宅を新築されるということで、問題ありません。よろしくお願いいたします。
長 森 会 長	1番長森です。1-12について、先ほど事務局の説明の通り問題ありません。よろしくお願いいたします。
岡 田 委 員	11番岡田です。4-1について説明させていただきます。先ほどの事務局の説明の通り特に問題ないと思います。よろしくお願いいたします。
長 森 会 長	事務局の説明ならびに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。
* 長 森 会 長	ありません。
* 長 森 会 長	ないようですので採決に移ります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。 《 多数、挙手 》
長 森 会 長	賛成多数という事で原案通り承認します。 続いて議案第15号非農地証明願承認について、筆頭者から説明をお願いします。
小 島 委 員	7番小島です。1-1ですが、昭和48年頃に建築してしまったということで、仕方ないと思います。よろしくお願いいたします。
坂 本 委 員	8番坂本です。1-2について説明します。昭和30年頃から墓地と墓地管理地ということで使用されていたため申請されたものです。よろしくお願いいたします。
山 下 委 員	19番山下です。2-1ですが、所有者の方も市外に出られており、やむを得ないと思います。3-1ですが、露天駐車場として使われており、仕方ないと思います。3-2ですが、宅地の一部として使われており、仕方ないと思います。よろしくお願いいたします。
岡 田 委 員	11番岡田です。4-1ですが、昭和55年頃居宅を建てて、進入路として使っていたものです。4-2ですが、昭和40年頃に農地法の解釈を知らずに宅地に、4-3については農業用施設、進入路として使用していたということです。4-4ですが、平成元年頃に農地法を知らずに建ててしまったものです。4-5ですが、昭和54年頃家を建てて、進入路と車庫を建てて使用しているものです。4-6ですが、平成10年頃家の花壇として使用されていたようです。 以上、よろしくお願いいたします。
長 森 会 長	筆頭者の説明はお聞きのとおりですが、本案について何かご質問やご意見はございますか。
* 長 森 会 長	ありません。
* 長 森 会 長	ないようなので採決に移ります。本案について賛成される方は挙手をお願いします。 《 多数、挙手 》
長 森 会 長	賛成多数ということで本案は原案通り承認いたします。続きまして、議案第16号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、筆頭者から説明をお願いします。
井 家 上 委 員	2番井家上です。1-1から1-3について説明します。皆様のお手元に写真があるとありますが、圃場整備もされていますが、耕作者が高齢になったこと、雑草や竹藪が浸食しており、水も来なくなり農地として利用できなくなったもので仕方ないと思います。1-4ですが、申請者が市外にお住まいの方で、近所の方が草刈りをされていましたが、雑木や雑草に覆われ、原野状態となっており、耕作がで

岡田委員	きないということで申請があったものです。よろしくお願いたします。 11番岡田です。4-1ですが、配偶者の方がお亡くなりになられて、耕作者がいなくなり、山林原野化になっているので、仕方ないと思います。よろしくお願いたします。
長森会長	ありがとうございました。只今、筆頭者の委員の方から説明がありましたが、本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。
* 長森会長	ありません。
* 長森会長	ないようでしたら採決に移ります。本案に賛成の方、挙手をお願いします。 《 多数、挙手 》
事務局	賛成多数ということで、原案通り承認します。 続きまして、議案第17号農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。 議案第17号農用地利用集積計画の承認について、説明いたします。 議案書のページは、14ページから22ページです。14ページ、15ページに集計表を載せております。今回の利用権設定は、貸借によるものが津山地区14件、加茂地区1件、阿波地区3件、勝北地区10件、久米地区9件の合計37件、所有権移転によるものが津山地区1件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 議案第17号の説明は以上です。
長森会長	議案の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。
* 長森会長	ありません。
* 長森会長	ないようですので採決に移ります。本案について賛成の方は挙手をお願いします。 《 多数、挙手 》
事務局	賛成多数ということで、原案通り承認します。 続きまして、議案第18号津山農業振興地域整備計画に関する意見について事務局から説明をお願いします。 それでは、議案第18号の説明をいたします。議案書のページは、24ページから26ページです。 この件につきましては、津山市が農業振興地域整備計画を変更するにあたり、次に掲げる、農振編入2件、除外13件、用途変更1件の合計16件について、当委員会に対し意見を求めてきたものです。参考として26ページ下段に、農用地区域からの除外の基準について農振法第13条第2項で定められた5要件を記載しておりますので、簡単に説明させていただきます。 1 利用することについて必要、適当な面積で代替える適当な土地がないこと。 2 集団的農地の効率的な営農に支障がないこと。 3 農地の集積や集団化に支障がないこと。 4 水路等の土地改良施設の機能に支障がないこと。 5 圃場整備等の土地改良工事が終わった翌年度から8年経過していること。 となっております。この5つを全て満たしているという事が除外の要件となっております。16件につきましては、この5要件に関して問題ないものと考えており、変更もやむを得ないものと考えております。 それでは説明に移ります。 まず、編入1、2についてですが、農用地として活用するため、中山間へ取組むために編入するものです。

			<p>続きまして、除外について説明いたします。</p> <p>まず、除外1、10、12についてですが、第1種と判断しております。第1種の例外許可規定である『集落に接続して設置される施設』に該当し、集団性等に支障をきたす位置でなく、代替地もないとのことであり、問題ないものと考えます。</p> <p>続きまして、除外2、7～9、11、についてですが、第1種の例外許可規定である『既存施設の拡張』に該当し、集団性等に支障をきたす位置でもなく、代替地もないとのことであり、問題ないものと考えます。</p> <p>続きまして、除外3～6については土地改良事業等の受益地でなく、周辺の状況から第2種と判断しており集団性等に支障をきたす位置でなく、代替地もないとのことであり、問題ないものと考えます。全て、転用の例外許可規定等に該当するため、問題ないものと考えております。</p> <p>除外13についてですが、農業委員会において以前に農地に該当しないと判断されたものであり、一括して農振除外するものです。</p> <p>続きまして、用途変更について説明いたします。</p> <p>農地内に農業用倉庫を建築していたものを、転用事業者が農地と一緒に引き継ぐために用途変更するもので、問題ないものと考えております。</p> <p>議案第18号の説明は以上です。</p>
長	森	会	長
		*	
長	森	会	長
		*	
長	森	会	長
事	務	局	長
			<p>議案の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。</p> <p>ありません。</p> <p>ないようですので採決に移ります。本案について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>《 多数、挙手 》</p> <p>賛成多数ということで、原案通り承認します。</p> <p>続きまして、報告第3号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について事務局から説明をお願いします。</p> <p>報告第3号について説明します。議案書のページは27ページから32ページです。今回は、相続によるものが8件55筆となっております。また、届出があった農地のうち現況が無断転用または、雑草繁茂だったものにつきましては、適正な手続きまたは管理をするよう通知しております。その他詳細は議案書のとおりです。</p> <p>報告第3号の説明は以上です。</p>
長	森	会	長
事	務	局	長
			<p>続きまして、報告第4号農地転用届出書の受理について事務局から説明をお願いします。</p> <p>説明の前に、報告第4号につきまして、届出の取下げがありましたので、連絡いたします。33ページの番号2-1番について、取下げがありましたので、議案から削除くださいますようお願いいたします。</p> <p>それでは、報告第4号の説明をいたします。議案書のページで申しますと、33ページです。今回は、津山地区から1件です。</p> <p>1-1番につきまして、下横野の田、2,441㎡の内70㎡に、農業用倉庫を設けるといいます。</p> <p>報告第4号の説明は以上です。</p>
長	森	会	長
		*	
長	森	会	長
事	務	局	長
			<p>ありがとうございます。議事はここで終わりましたが、委員の皆様から何かございますか。</p> <p>ありません。</p> <p>ないようですので事務局から次回開催について説明をお願いします。</p> <p>次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。</p> <p>次回、6月の定例委員会ですが、令和4年6月10日金曜日午後2時より、市役</p>

所本庁舎2階大会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回、6月の定例委員会ですが、令和4年6月10日金曜日午後2時より、市役所本庁舎2階大会議室で行います。運営委員会は、午後1時30分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所本庁舎4階農業委員会室に午後1時30分までにお越しください。また、農業委員の皆様におかれましては、風邪の症状などの体調不良の場合は、参加の自粛いただくとともに健康管理の徹底をお願いいたします。

長 森 会 長

ありがとうございました。それではこれもちまして定例会の審議を終了いたします。

(15:10終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 長 森 健 樹

署 名 委 員

署名委員

---

署名委員

---